

2019年全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則

※下線部：変更箇所

2019年規則	2018年規則
<p style="text-align: center;">総 則</p> <p><u>2019</u>年全日本スーパーフォーミュラ選手権は、国際自動車連盟（F I A）および一般社団法人日本自動車連盟（J A F）公認のもと、F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれに準拠したJ A F国内競技規則およびその付則、<u>2019</u>年全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバーおよびチーム（エントリー）に対する2つの選手権から成る。</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>第5条 ペナルティポイント</p> <p>1. 1) ～1. 2) (3) （略）</p> <p>(4) ペナルティポイントを頻繁に与えられたドライバーには、上記に加え下記のいずれかの罰則を課す場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>2019</u>年の本選手権の全戦の出場停止処分。 ・<u>2019</u>年の本選手権のポイントの剥奪。 ・<u>2020</u>年の本選手権の公式登録の拒否。 <p>2. ～3. （略）</p> <p>第6条 参加車両</p> <p>1. <u>2019</u>年J A F国内競技車両規則第1編第12章スーパーフォーミュラ（S F）車両規定に適合した車両およびJ A Fが特に認めた車両とする。</p> <p>車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両</p>	<p style="text-align: center;">総 則</p> <p><u>2018</u>年全日本スーパーフォーミュラ選手権は、国際自動車連盟（F I A）および一般社団法人日本自動車連盟（J A F）公認のもと、F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれに準拠したJ A F国内競技規則およびその付則、<u>2018</u>年全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバーおよびチーム（エントリー）に対する2つの選手権から成る。</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>第5条 ペナルティポイント</p> <p>1. 1) ～1. 2) (3) （略）</p> <p>(4) ペナルティポイントを頻繁に与えられたドライバーには、上記に加え下記のいずれかの罰則を課す場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>2018</u>年の本選手権の全戦の出場停止処分。 ・<u>2018</u>年の本選手権のポイントの剥奪。 ・<u>2019</u>年の本選手権の公式登録の拒否。 <p>2. ～3. （略）</p> <p>第6条 参加車両</p> <p>1. <u>2018</u>年J A F国内競技車両規則第1編第12章スーパーフォーミュラ（S F）車両規定に適合した車両およびJ A Fが特に認めた車両とする。</p> <p>車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両</p>

<p>とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 本統一規則でいう「レース距離」は、<u>2019年</u>日本レース選手権規定第4条に定める当初のレース距離（レースがスタートするまでに短縮された場合には、その短縮された距離）を指すものとする。</p> <p>4. ～5. (略)</p> <p>6. レース終了は、フィニッシュライン（最終のコントロールライン）を基準として管理される。ここでいうコントロールラインとは、コースおよびピットレーンの双方を交差する単一の直線を指す。</p> <p>1) <u>レース距離が300km設定の競技会について、設定距離が走破される前に2時間が経過した場合は、この時間が経過した後にレース先頭車両がラインを通過した時点で、レース終了の合図が提示される。（赤旗中断の場合は、中断の時間を除き、所要時間が2時間に達した時点で提示される。）</u></p> <p>2) <u>レースが中断された場合、中断時間を含む最大総レース時間は4時間を上限とする。</u></p> <p>3) レース距離が300km未満に設定された場合は、上記のレース終了合図が提示されるまでの時間と最大総レース時間は短縮され、その時間は特別規則にて発表される。</p> <p>7. ～9. (略)</p> <p>第7条～第16条 (略)</p> <p>第17条 罰則</p>	<p>とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 本統一規則でいう「レース距離」は、<u>2018年</u>日本レース選手権規定第4条に定める当初のレース距離（レースがスタートするまでに短縮された場合には、その短縮された距離）を指すものとする。</p> <p>4. ～5. (略)</p> <p>6. レース終了は、フィニッシュライン（最終のコントロールライン）を基準として管理される。ここでいうコントロールラインとは、コースおよびピットレーンの双方を交差する単一の直線を指す。</p> <p>1) <u>レース終了の合図（チェッカーフラッグ）は、先頭車両が全レース距離を走破した時点で直ちに表示される。</u></p> <p>2) <u>レース距離が300km設定の競技会について、設定距離が走破される前に2時間が経過した場合は、この時間が経過した後にレース先頭車両がラインを通過した時点で、レース終了の合図が提示される。（赤旗中断の場合は、中断の時間を除き、所要時間が2時間に達した時点で提示される。）</u></p> <p>3) レース距離が300km未満に設定された場合は、上記のレース終了合図が提示されるまでの時間は短縮され、その時間は特別規則にて発表される。</p> <p>4) <u>チェッカーフラッグの表示を受けた後の危険な追越しは禁止される。各々の最終周にピットインした場合でもピットレーン上のコントロールラインを通過すればチェッカーフラッグを受けたものとする。</u></p> <p>7. ～9. (略)</p> <p>第7条～第16条 (略)</p> <p>第17条 罰則</p>
---	--

<p>1. (略)</p> <p>2. 本選手権における同一のシーズンに、訓戒処分を3回受けたドライバーは、3回目の処分決定により、その決勝レースにて10グリッド降格の罰則を受ける。その3回目の訓戒が、決勝レース中の事違反行為に基づいて課された場合は、10グリッド降格の罰則は、当該ドライバーの次の<u>決勝レース</u>に適用される。</p> <p>10グリッド降格の罰則は、訓戒処分のうち少なくとも2回が、運転に関する違反であった場合にのみ課される。</p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>第21条 ピットエリア</p> <p>1. プラクティスセッション、ウォームアップ走行および決勝レース中、車両がピットレーンの作業エリアに停止した際、登録されたチームクルーのうち、作業要員（燃料補給要員、消火要員、タイヤ交換要員、車両誘導要員等）として最大6名が同時に当該作業エリアに出ることが許され、<u>かつ</u>車両の作業につくことができる。</p> <p>ピットガレージ内において作業を行う場合の人数は、限定しない。</p> <p>2. ～13 (略)</p> <p>14. <u>ピットエリアでの服装</u></p> <p><u>すべての走行時間においてピット作業エリアに出る作業要員はバイザー付（もしくは適切な保護ゴーグル）ヘルメット、FIA公認（認定）/JAF公認耐火炎スーツ、グローブ、バラクラバ（目出し帽）を着用しなければならない、作業中も肌の露出をしてはならない。</u></p> <p>第22条 書類検査および車両検査</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 1)～6) (略)</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 本選手権における同一のシーズンに、訓戒処分を3回受けたドライバーは、3回目の処分決定により、その<u>競技会</u>にて10グリッド降格の罰則を受ける。その3回目の訓戒が、決勝レース中の事違反行為に基づいて課された場合は、10グリッド降格の罰則は、当該ドライバーの次の<u>競技会</u>に適用される。</p> <p>10グリッド降格の罰則は、訓戒処分のうち少なくとも2回が、運転に関する違反であった場合にのみ課される。</p> <p>第18条～第20条 (略)</p> <p>第21条 ピットエリア</p> <p>1. プラクティスセッション、ウォームアップ走行および決勝レース中、車両がピットレーンの作業エリアに停止した際、登録されたチームクルーのうち、作業要員（燃料補給要員、消火要員、タイヤ交換要員、車両誘導要員等）として最大6名が同時に当該作業エリアに出ることが許され、車両の作業につくことができる。</p> <p>ピットガレージ内において作業を行う場合の人数は、限定しない。</p> <p>2. ～13 (略)</p> <p>第22条 書類検査および車両検査</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 1)～6) (略)</p>
---	---

7) 各々の公式予選において最速タイムを記録した車両と競技会審査委員会が無作為に選定した1台以上の車両は、各々の公式予選が終了した後、直ちに車両検査を受けなければならない。

なお、各々の公式予選および各セッション終了時点から当該車両検査の対象となる車両が指定されるまでの間、公式予選に参加したすべての車両に対する作業は、一切禁止される。

8) 各決勝レースまたは各ヒート終了後、少なくとも3台の車両が検査を受けるものとし、競技会審査委員会はさらにレースに参加した他の車両を検査させることができる。

9) ～13) (略)

第23条 (略)

第24条 車両とエンジン

1. (略)

2. エンジン:

参加車両のエンジンは、次の通り使用制限される。

1) (略)。

2) 各競技参加者が使用できるエンジンは、年間を通じ1基とする。

3) ～6) (略)

7) 2019年スーパーフォーミュラ (SF) 車両規定第4条エンジンに基づくオーバーテイクシステムの運用は、当該競技会特別規則または、公式通知に明記される。

3. ～4. (略)

第25条 燃料

1. (略)

2. 大会期間中、燃料を取り扱う場合の燃料補給要員、燃料補給の補助作業要員および消火要員はバイザーを閉じたフルフェイス型

7) 各々の公式予選において最速タイムを記録した車両と競技会審査委員会が無作為に選定した1台以上の車両は、各々の公式予選またはスペシャルステージが終了した後、直ちに車両検査を受けなければならない。

なお、各々の公式予選および各セッション終了時点から当該車両検査の対象となる車両が指定されるまでの間、公式予選に参加したすべての車両に対する作業は、一切禁止される。

8) 各決勝レースまたは各ヒート終了後、少なくとも上位3台の車両が検査を受けるものとし、競技会審査委員会はさらにレースに参加した他の車両を検査させることができる。

9) ～13) (略)

第23条 (略)

第24条 車両とエンジン

1. (略)

2. エンジン:

参加車両のエンジンは、次の通り使用制限される。

1) (略)。

2) 各競技参加者は、同一のエンジンを連続して4大会使用しなければならない。

3) ～6) (略)

7) 2018年スーパーフォーミュラ (SF) 車両規定第4条エンジンに基づくオーバーテイクシステムの運用は、当該競技会特別規則または、公式通知に明記される。

3. ～4. (略)

第25条 燃料

1. (略)

2. 燃料補給を伴う作業に就くすべての作業要員 (第21条1. による作業要員およびピットレーンの作業エリア外から補助する要

ヘルメット、F I A公認（認定）/ J A F公認耐火炎スーツ、グローブ、バラクラバス（目出し帽）、を着用すること。

3. ～5. (略)

6. プラクティスセッション、ウォームアップ走行および決勝レース中にピットレーンの作業エリアにおいて燃料補給を行う場合、燃料補給要員等は、以下の手順に従わなければならない。

1) 燃料補給装置は、2019年J A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第3章10. 3)に規定されたものに限られ、必ずピットのサーキット施設に固定する等の転倒防止策を施さなければならない。また、その燃料補給装置は、競技会期間中を通じ、オーガナイザーが指定したピットレーンの作業エリアにおいてのみ使用が許される。

2) ～4) (略)

5) 燃料補給中、上記第21条1. に規定された最少1名の消火要員が各々内容量4. 5 k g以上の消火器を持って、消火作業に備え燃料補給中は他の作業は許されない

6) (略)

7. ～9. (略)

第26条 (略)

第27条 プラクティスセッション（公式予選等）

1. プラクティスセッションは、フリー走行、公式予選で構成される。

オーガナイザーは、決勝レース出場車両の選抜およびグリッド位置の決定を行うため、下記からいずれかの方法を選択し特別規

員を含む）は、耐火炎スーツ、バラクラバス（目出し帽）、耐火グローブを着用すること。また、燃料補給要員、燃料補給の補助作業要員および消火要員はバイザーを閉じたフルフェイス型ヘルメットあるいはバイザーにかわり防災型安全災害メガネをつけたフルフェイス型ヘルメットを着用し、その他の作業要員は、防災型安全災害メガネあるいはバイザーを閉じたフルフェイス型ヘルメットのいずれかを装着すること。

3. ～5. (略)

6. プラクティスセッション、ウォームアップ走行および決勝レース中にピットレーンの作業エリアにおいて燃料補給を行う場合、燃料補給要員等は、以下の手順に従わなければならない。

1) 燃料補給装置は、2018年J A F国内競技車両規則第1編レース車両規定第3章10. 3)に規定されたものに限られ、必ずピットのサーキット施設に固定する等の転倒防止策を施さなければならない。また、その燃料補給装置は、競技会期間中を通じ、オーガナイザーが指定したピットレーンの作業エリアにおいてのみ使用が許される。

2) ～4) (略)

5) 燃料補給中、上記第21条1. に規定された最少1名の消火要員が各々内容量5 k g以上の消火器を持って、消火作業に備え燃料補給が終了するまでは他の作業は許されない。

6) (略)

7. ～9. (略)

第26条 (略)

第27条 プラクティスセッション（公式予選等）

1. プラクティスセッションは、フリー走行、公式予選および決勝レース当日のフリー走行で構成される。

オーガナイザーは、決勝レース出場車両の選抜およびグリッド位置の決定を行うため、下記からいずれかの方法を選択し特別規

則書に明記しなければならない。

なお、天候等の不可抗力の場合は、競技会審査委員会の決定によるものとする。

- 1) 少なくとも20分の公式予選を2回。
 - 2) ノックアウト予選方式。
2. 上記1. 2) のノックアウト予選方式は次のように行われる。
- 1) (略)
 - 2) 20分間のQ1では、すべての車両が出走することが許され、このセッション終了時点で上位12台の車両は、その後のセッションに進むことが許される。次のセッションに進む車両が達成したラップタイムはQ2におけるタイムとして採用されない。
 - 3) 7分間のQ2では、Q1の上位12台が出走することが許され、このセッション終了時点で上位8台の車両は、その後のセッションに進むことが許される。次に進む上位8台の車両が達成したラップタイムはQ3におけるタイムとして採用されない。
 - 4) ~5) (略)
3. 上記1. 1) および2) のいずれの予選も参加車両をグループ分けして実施する事ができる。
4. ~12. (略)

第28条 (略)

第29条 スターティンググリッド

1. ~5. (略)
6. ポールポジションおよびグリッドの配列は次の通りとする。
 - 1) 1大会1レース制および1大会2ヒート制の第1ヒートにおいて、本規則第27条1. 1) における予選方式を実施した場合のポールポジションは、公式予選において最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーはそれ以外のポジ

則書に明記しなければならない。

なお、天候等の不可抗力の場合は、競技会審査委員会の決定によるものとする。

- 1) 45分の公式予選を2回。
 - 2) ノックアウト予選方式。
2. 上記1. 2) のノックアウト予選方式は次のように行われる。
- 1) (略)
 - 2) 20分間のQ1では、すべての車両が出走することが許され、このセッション終了時点で上位8位と残りの台数の半数(小数点以下切り上げ)の上位車両は、その後のセッションに進むことが許される。次のセッションに進む車両が達成したラップタイムはQ2におけるタイムとして採用されない。
 - 3) 7分間のQ2では、Q1の上位8台および残りの半数の台数が出走することが許され、このセッション終了時点で上位8位の車両は、その後のセッションに進むことが許される。次に進む上位8台の車両が達成したラップタイムはQ3におけるタイムとして採用されない。
 - 4) ~5) (略)
3. ~11. (略)

第28条 (略)

第29条 スターティンググリッド

1. ~5. (略)
6. ポールポジションおよびグリッドの配列は次の通りとする。
 - 1) 1大会1レース制および1大会2ヒート制の第1ヒートにおいて、本規則第27条1. 1) および3) における予選方式を実施した場合のポールポジションは、公式予選において最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーはそれ

<p>ションを選択することはできない。 以下、公式予選結果により配列される。 2)～3) (略) 7. (略)</p> <p>第30条～第34条 (略)</p> <p>第35条 レース終了</p> <p><u>1.</u> レース終了の合図 (チェッカーフラッグ) は、先頭車両が全レース距離を走破した時点で直ちに表示される。</p> <p><u>2.</u> チェッカーフラッグの表示を受けた後の危険な追越しは禁止される。各々の最終周にピットインした場合でもピットレーン上のコントロールラインを通過すればチェッカーフラッグを受けたものとする。</p> <p><u>3.</u> ～<u>6.</u> (略).</p> <p>第36条～第37条 (略)</p> <p>第38条 賞の授与と記者会見</p>	<p>以外のポジションを選択することはできない。 以下、公式予選結果により配列される。 2)～3) (略) 7. (略)</p> <p>第30条～第34条 (略)</p> <p>第35条 レース終了</p> <p><u>1.</u> <u>レース終了は、フィニッシュライン (最終のコントロールライン) を基準として管理される。ここでいうコントロールラインとは、コースおよびピットレーンの双方を交差する単一の直線を指す。</u></p> <p><u>1)</u> レース終了の合図 (チェッカーフラッグ) は、先頭車両が全レース距離を走破した時点で直ちに表示される。</p> <p><u>2)</u> <u>レース距離が300km設定の競技会について、設定距離が走破される前に2時間が経過した場合は、この時間が経過した後、レース先頭車両がラインを通過した時点で、レース終了の合図が提示される。(赤旗中断の場合は、中断の時間を除き、所要時間が2時間に達した時点で提示される。)</u></p> <p><u>3)</u> <u>レース距離が300km未満に設定された場合は、上記のレース終了合図が提示されるまでの時間は短縮され、その時間は特別規則にて発表される。</u></p> <p><u>4)</u> チェッカーフラッグの表示を受けた後の危険な追越しは禁止される。各々の最終周にピットインした場合でもピットレーン上のコントロールラインを通過すればチェッカーフラッグを受けたものとする。</p> <p><u>2.</u> ～<u>5.</u> (略).</p> <p>第36条～第37条 (略)</p> <p>第38条 賞の授与と記者会見</p>
--	--

<p>決勝レースにおいて、1位～3位となった車両のドライバーは、レース終了後行われる賞の授与（暫定表彰）に出席すること。表彰台における式が終了後、上位3名のドライバーは、速やかに記者会見の会場に移動し、会見に出席しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>決勝レースにおいて、1位～3位となった車両のドライバーは、レース終了後行われる賞の授与（暫定表彰）に出席すること。表彰台における式が終了後、上位3名のドライバーは、<u>原則として</u>速やかに記者会見の会場に移動し、会見に出席しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---